

農家の皆様並びに建物共済加入者の皆様へ

## N O S A I の建物共済についてのおわびとお知らせ

N O S A I の建物共済は、農業災害補償法の一環として実施していることから、水稻共済などに加入できる方でなければ建物共済に加入することができません。これまで兵庫県農業共済組合連合会では、この資格要件の説明や確認をせずに契約手続きを行っていたため、今年4月に農林水産大臣から説明・確認を徹底するよう命令を受けました。

建物共済の契約更新手続きは主に10月以降に行われますが、今年度は、資格要件に該当されない方には契約更新をお断りする必要があることから、現在、全加入者の営農状況を確認させていただいております。確認ができなかったご加入者については、契約更新までにこのことをご通知し、ご理解を得ることとしております。

営農状況の確認や、契約更新のお断りなどによって多数のご加入者並びに関係各位にご迷惑、ご不便をおかけすることにつきまして、深くお詫び申し上げます。

平成 23 年 10 月 12 日

兵庫県農業共済組合連合会